

令和7年度

恵庭市いじめ不登校問題等対策協議会



日 時：令和7年7月1日（火）14:00～

場 所：恵庭市民会館 第1会議室

恵庭市教育委員会教育支援課

会 議 次 第

1. 開会

2. 会長・副会長選出

3. 報告及び協議

(1) 令和6年度恵庭市いじめ不登校対策事業報告
及び令和7年度同事業計画について 担当 田井
P1～6

(2) いじめ、不登校の状況及び対策について 担当 北村
・市内児童生徒のいじめ、不登校状況 P7～14
・恵庭市教育支援センターについて

(3) 令和6年度恵庭市教育支援センター運営状況報告 担当 丸山
及び令和7年度教育支援センター運営計画について P15～24

(4) 恵庭市いじめ不登校問題等対策協議会設置要綱 P25～26

(5) 資料編 P27～32

4. その他

5. 閉会

令和6年度 恵庭市いじめ不登校対策事業報告

1 「恵庭市いじめ不登校問題等対策協議会」を令和6年7月9日（火）に開催

2 いじめや不登校に対する各種調査の実施

いじめや不登校の未然防止、実態把握及びこれらの問題への対処、意識啓発のため、各種調査を実施した。

① 「いじめ」について

ア 各種調査について

a いじめの把握のためのアンケート調査（6月、11月）

⇒ 市内全児童生徒に対して、「いじめられたことがあるか。嫌な思いをさせられたことがあるか。」等について調査。

b いじめの問題への対応状況、取組状況の調査（6月、9月、11月）

⇒ アンケート調査や児童生徒本人・保護者からの訴え等によって学校が認知したいじめの事案について、どのように対応したのかを調査。

イ 成果

a 「いじめアンケート」の実施によって、いじめの早期発見、早期対応、早期解決に繋げることができた。

b いじめ問題への対応状況及び取組状況の調査により、各小中学校のいじめ問題への意識を喚起し、校内いじめ問題対策委員会を核とした組織的な対応を推し進めることができた。重大事態に至る事案はなかった。

c いじめの事案について、教育委員会は、該当校とのケース会議、SSWの派遣など支援・指導を確実に実施した。

② 不登校について

ア 児童生徒の欠席状況の調査（毎月）

⇒ 毎月、月に5日以上欠席した児童生徒について、欠席の態様や学校の指導・対応状況について報告を受ける。

イ 成果

⇒ 不登校に関する報告や調査の実施によって、不登校への早い段階での対応、学校と市教委、関係機関が連携しての対応を図ることができた。教育支援センターや校内支援センターに通級利用する児童生徒が増えている。不登校児童生徒の増加を抑えている現状である。

3 「いじめの問題の具体的な取組」の策定

① 取組の内容

各校のいじめ防止基本方針に基づき、いじめの未然防止や早期発見、早期解決に向けた学校の取組について具体的に「計画書」としてまとめる。各校の取組を教育委員会でき取りまとめ、全校に配布する。

② 成 果

ア 「計画書」を作成することにより、学校全体でどのようにいじめの未然防止や早期発見、早期解決に努めるのかを確認する機会とすることができた。

イ 「計画書」の全校分をとりまとめ、各学校に配布することで、他の学校の取組を知る機会となっている。今後も、「計画書」の不断の見直し、改善、全教職員が共通認識のもと対処していく必要がある。

4 「みんなでいじめの問題を考える日」の取組

① 取組の内容

各小中学校が、いじめ撲滅宣言や標語づくり、ビデオ視聴や寸劇、集会の開催な様々な活動に取り組む日を設定し、いじめの問題や命の大切さについて考える。

② 成 果

ア 市内全小中学校において、それぞれ特色ある集会が開催された。

イ 「いじめ撲滅宣言」や標語づくり、いじめを取り上げたビデオ視聴や寸劇等を通して、児童生徒一人一人がいじめを自分自身の問題として捉え、「いじめ撲滅」への意識高揚の機会とすることができた。

5 「なかよしさわやか DAY 全市交流会」の開催

《市教委・恵庭市いじめ不登校問題等対策協議会共催》

① 日 時 令和 6 年 7 月 23 日（火）15 時～16 時 30 分

② 場 所 恵庭市民会館中ホール

③ 内 容 協議テーマ「みんなで考えよう！いじめをなくすためにできること」についてグループ協議を行い、話し合われた内容を報告し合う。

④ 参加者 86 名

（児童生徒 44 名、教職員 28 名、教育委員会 12 名、いじめ問題調査員会委員 2 名）

⑤ 成 果

ア グループ協議では児童生徒が多く意見を出し、活発な意見交換がなされた。

イ 発表を通して、いじめに対する認識を再確認し、些細なことがいじめにつながることや、いじめの防止についてそれぞれができることを確認し合った。

ウ 児童生徒がいじめについて主体的に考える機会となり、交流会で話し合われた内容は各校に持ち帰り、今後のいじめに対する児童会・生徒会の取組に生かせるものとなった。

エ 意見交流を通して、いじめ撲滅に向けてのリーダーとしての意識を啓発することができた。

6 CAP 教育プログラムの取組

① 取組の内容

- ア CAP は、「北海道 CAP をすすめる会」が行っている教育プログラム。
- イ 子どもたちが、いじめ・痴漢・虐待・性暴力などの様々な暴力から自分自身を守り、人権意識を育てることを目的に、全小学校において児童向け、教職員向けのワークショップ（保護者向けワークショップは全市一斉）を開催する取組。
- ウ CAP を実施しない中学校においては、「自己防衛力向上事業」を当初計画のとおり実施した。

② 成果

- ア 全小学校で CAP を実施した。子どもが暴力から身を守るための行動や、大人ができることなど、正しい知識を学ぶことで、子どもの「生きる力」を引き出す方法を学んだ。
- イ 全中学校で「自己防衛力向上事業」を実施した。
- ウ 防犯教室、ハート&ハート集会、非行防止教室、飲酒・喫煙及び薬物乱用防止教室、ネットトラブル防止教室など、多岐にわたる内容で実施された。
- エ ビデオ視聴や講師を招いて話を聞くなどの取組を通して、児童生徒自らが危険を察知し、自分自身の身を守る方法について学ぶことができた。

7 スクールソーシャルワーカー（SSW）活用事業

① 取組の内容

- ア いじめや暴力行為等の問題行動、不登校、虐待等の背景には、児童生徒を取り巻く状況に課題があることが多い。SSW を教育委員会に3名配置し、派遣型の対応を取っている。当事者との面談や家庭訪問、学校訪問等を通して児童生徒が置かれた状況への働き掛けを行い、問題の改善を図る。
- イ 学校と保護者の間の調整、橋渡しを行うとともに、関係機関とのネットワークの構築を進め、学校や各機関が連携して支援できるようにする。

② 成果

- ア 学校が対応に苦慮しているケースにおいて、SSW が学校と保護者の間に入り、両者の関係を改善させることに努めた。
- イ SSW が関係機関（えにわか応援 C・児童相談所・保健課）と連携し、「チーム」として児童生徒や家庭を支援することができた。
- ウ 市内13校（小学校8校、中学校5校）への定期訪問を行った。各校のSSW 連携担当者と定期的に情報交換することで、課題をもつ児童生徒への支援ができた。更に支援の充実に努める必要がある。
- エ SSW による定期家庭訪問（6月・10月・2月）を実施した。
- オ 活動実績は、
来所相談…103件、電話相談…71件、巡回相談…90件、訪問相談…99件、
ふれあいルーム訪問指導…86回、ケース会議…19件

8 スクールカウンセラー（SC）活用事業

① 取組の内容

- ア 市内小中学校に対してSC2名を配置し、それぞれの担当校で教育相談を実施した。
- イ 児童生徒・保護者・教職員を対象にカウンセリング、助言等を行い、心の悩みの深刻化やいじめ・不登校等の未然防止、早期発見、早期対応を図った。
- ウ 市民会館での教育相談を月に1回実施。（市内の小中高校生及び保護者対象）

② 成果

- ア 児童生徒や保護者の悩みを受け止め、解消に向けて働きかけた。また、教職員が個人で課題を抱え込まないように、専門的な立場から課題の解決に当たった。
- イ 教育相談においてSCが果たす役割は大きい。今後も連携して対応に当たりたい。

【相談件数】：

・相談者別

相談者別	児童生徒	保護者	教職員	その他	合計(件)
相談件数	814	524	1,512	107	2,957
うち市民会館相談件数	49	69	50	2	170

・相談内容別

相談内容別	不登校	いじめ	暴力行為	児童虐待	友人関係	貧困の問題	非行・不良行為
相談件数	1165	41	3	3	357	6	5
うち市民会館相談件数	81	6	0	0	17	0	0
相談内容別	家庭環境	教職員との関係	心身の健康・保健	学業・進路	発達障害等	その他	合計(件)
相談件数	437	59	221	134	132	394	2,957
うち市民会館相談件数	16	19	12	6	8	5	170

9 メンタルフレンド事業

① 内容

令和4年度に北海道文教大学様ご協力のもと、包括連携協定に基づく共同研究事業として、令和4年10月に施行で教育支援センター学びの森を開設した。令和5年4月に北海道文教大学に在籍する学生の方々を対象に、メンタルフレンドとして登録していただき、教育支援センター学びの森や家庭訪問などを通じて、不登校の悩みを持つ児童生徒とお兄さん・お姉さんのように接していただき、その児童生徒の自立性や社会性を伸ばすことを目的としている。

なお、メンタルフレンドはSSWやSCの助言の下で活動を行い、教育委員会が実施する研修会への参加等を通して、児童生徒との関わり方について学ぶ。

② 成果・課題

ア 不登校状態にある児童生徒が家族以外の人と関わる機会としての本事業の効果は大きい。令和6年度には、2名の児童が家庭訪問等を通じてメンタルフレンドと複数回関わり、学校に復帰することができた。今後も、学校と連携してメンタルフレンドの活用を働きかけていく。

イ メンタルフレンドの登録人数は33名。メンタルフレンド研修は2回実施した。

ウ メンタルフレンド主催による七夕、クリスマス会を開催した。

令和6年度恵庭市教育支援センター運営状況報告

(1) 指導目標

- ① 一人一人の状況に合わせてながら、基礎的な学力の定着を目指した支援を行う。
- ② 自立・集団活動や体験活動を通して、様々な事柄への興味・関心を広げる支援を行う。
- ③ 心身ともに落ち着くことができる環境の中で交流を重ね、周りの人と関係を築きながら、社会で生活していくための力や自信を取り戻す支援を行う。

(2) 具体的な取組

- ① 通級や見学希望の保護者、児童生徒との面談を行い、学習支援、集団適応の諸活動を行った。
 - 5教科を中心とした学習時間の設定(主に午前)
 - 生徒理解、集団適応の支援を行う集団活動、体験活動(午後及び年間行事活動)
- ② 学校との連携状況
 - 学校訪問…5月は市内全中学校へ、10月は市内全小中学校へ指導員が訪問し、校長、教頭、担任、担当者との情報交流を行っている。
 - 通級報告…毎月末に、児童生徒の1ヶ月の様子を記した通級報告書を各学校へ送付した。子どもの様子を伝え、担任や担当者と共通理解を図った。電話にて毎日の通級連絡を行った。
- ③ 家庭との連携
 - 教育相談…7月と1月の夏季休業、冬季休業中に保護者との個人懇談、3月と4月の春季休業に保護者と児童・生徒との三者懇談を行っている。支援センターでの児童生徒の様子を伝え、家庭での様子を聞くなどして、共通理解を深めた。
 - 通級報告…毎月末に児童生徒の1か月の様子を記した通級報告を各家庭(保護者宛)へ送付している。子供の通級回数や学習状況、様子を細かく伝えることによって、保護者との共通理解を図った。

(3) 卒業生進路状況

学校形態・他	生徒人数	学校形態・他	生徒人数
全日制公立高校	1名	通信制・単位制私立高校	14名
全日制私立高校	2名	通信制・単位制公立高校	0名
定時制公立高校	4名	就職・その他	1名

(4) 令和6年度児童生徒に係る主な活動報告

5月14日	教材園野菜等植え付け
6月11日	社会見学(円山動物園)
6月18日	手話教室(7月4日・7月9日にも実施)
7月19日	夏の調理実習
9月24日	教材園野菜等収穫
9月27日	秋の調理実習
11月19日	書道教室(11月26日・12月17日にも実施)
12月18日	クリスマス会(文教大学学生企画)
12月24日	もちつき会
3月9日	卒業を祝う会

(5) 指導の状況及び成果と課題

[成 果]

- ① 家庭に引きこもっていた生徒の生活リズムの改善を図り、社会生活に復帰するきっかけを与えることができた。
- ② 寄り添うことを基本に生徒の話に耳を傾けるなど、信頼関係の構築に努めることで、支援センター等が本人にとって安心して通える場所となった。
- ③ 1人で行動する生徒が多い為、様々な場面で集団活動を取り入れた結果、それぞれが自分なりのコミュニケーションに努めるようになった。
- ④ 毎月の通級報告や学校訪問、支援検討会議など学校と教育支援センター（旧適応指導教室）の連携を強めてきた。
- ⑤ 学校復帰や少しでも学校に登校しようと考えている児童生徒が増える傾向にあった。
- ⑥ 支援センター3か所教室が開設することにより、児童生徒の状況やペースに合わせた教室を選択できるようになったため、利用する児童・生徒が増加した。

[課題・解決へ向けて]

- ① 学校復帰へ向けた連携を今後も密にし、様々な場面での連携をお願いすると共に、学校や担任、長欠担当教員等による支援体制の強化に努める。
- ② 教育支援センターに通級していない不登校児童生徒への学校、担任、SSWを通した働きかけを一層強化するよう努める。
- ③ 発達障害や家庭環境、生徒指導上の課題を抱える通級児童生徒への対応については指導員だけでは難しく、他機関との連携を密にして指導するよう努める。